

(市町村へのアンケート調査を踏まえた)

高齢者虐待対応マニュアル掲載用 **高齢者虐待対応関連 Q&A**

Q1	被虐待者本人に虐待を受けている認識（自覚）がないケースや被虐待者本人が行政の介入を望まないケースについても虐待対応が必要か。
A1	<p>ネグレクトや心理的虐待等の場合、被虐待者である高齢者本人に「虐待を受けている」という認識がないケースもありますが、被虐待者本人の自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の利益が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する必要があります。（⇒マニュアル 20 ページ参照）</p> <p>また、自覚はあっても、「介護をしてもらい世話になっているから」、と我慢したり、諦めの気持ちから虐待を甘受し行政の介入を望まない場合においても、高齢者の尊厳の保持の重要性について理解してもらい、対応する必要があります。</p>
Q2	分離等を行った後、市町村としていつまで当該ケースに関わるべきか。 (終結の判断はどうすべきか。)
A2	<p>個々のケースにより状況は異なりますが、「虐待が解消」、「高齢者が安全で安心して、生活を送るために必要な環境が整ったこと」の2要件をコアメンバーで構成する会議において確認できた段階で「虐待対応」の終結となります。その後、必要に応じ、市町村や地域包括支援センターが権利擁護対応や包括的、継続的ケアマネジメント支援に移行し、日常生活を支援することになります。</p>
Q3	セルフ・ネグレクトにも老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」を実施できるのか。
A3	<p>いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、老人福祉法において、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第10条の4又は第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第32条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。</p> <p>特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態の高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。</p> <p>(⇒資料①-6 平成27年7月10日通知を参照)</p>

Q 4	自立している高齢者への虐待も含め、養護者に該当しない者からの虐待には、どのように対応すべきか。
A 4	<p>ご指摘のケースについては、高齢者虐待に該当しません。事件性がある場合は、警察において、傷害罪や脅迫罪、詐欺罪等として対応していくことになります。</p> <p>しかしながら、「養護」の概念は、食事や介護などの世話から金銭管理まで幅広い概念であり、また、必ずしも「要介護度」と連動しているわけではないため、通報があった段階では「虐待者」と「被虐待者」の関係性が明らかでないケースも多いと考えられることから、いったん、養護者による高齢者虐待として事実確認等を行い、養護関係がないことが明らかになった段階で、適切な関係機関につないでいくことが必要です。</p> <p>高齢者への支援の必要性はもちろんのこと、虐待を行った家族に医療、福祉の支援の必要性がある場合には、庁内で連携し、支援の必要な世帯と認識することが重要です。</p> <p>なお、高齢者虐待に該当しなくても、被虐待者である高齢者への支援が必要な場合、市町村や地域包括支援センターの関わりが求められることに留意が必要です。</p>

Q 5	都道府県が指定権限等を有する養介護施設等従事者による高齢者虐待について、都道府県へ通報があった場合や、都道府県が実地指導中に当該養介護施設従事者等による虐待を発見した場合、どのような対応が必要か。
A 5	介護保険法上の指定権限等を有する者として都道府県において、当該養介護施設等への監査を行い、指導や処分を検討していくことになりますが、一方、高齢者虐待防止法上、高齢者虐待の判断を行うのは一義的には市町村になるため、都道府県から市町村へ連絡ないし通報を行い、両方で連携して対応する必要があります。

Q 6	施設等での身体拘束について「緊急やむを得ない場合」に該当するケースであったとしても、運営基準で定められた記録を行っておらず、身体拘束未実施減算による減算がとられた場合、「高齢者虐待」として認定すべきか。
A 6	<p>高齢者虐待の認定にあたっては、介護保険法上、認められない身体拘束（緊急やむを得ない場合に該当しない不必要な身体拘束等）であるかどうかによって判断することになります。</p> <p>このため、減算があった事案イコール高齢者虐待となるわけではありません。</p> <p>逆に、形式的に記録があったとしても、実質的に「緊急やむを得ない場合」に該当しないと判断されるような場合は、高齢者虐待に該当します。</p>

Q 7	明らかに通報者に妄言や虚言が疑われる場合も事実確認等の対応が必要か。
A 7	<p>原則として、事実確認を行う必要があります。</p> <p>いたずら目的や事業者等への嫌がらせのため、虚偽の通報をしていることが明らかな場合、担当者個人の判断で対応を打ち切るのではなく、管理職等に報告し、組織的に対応方針を決定する必要があります。</p>

Q8	やむを得ない事由による措置については、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて、(透析、胃ろう等の) 医療的処置が必要な高齢者について、受け入れ先がないが、どのように対応すべきか。
A8	<p>ご指摘のとおり、法上、被虐待高齢者の医療機関等への措置入院の制度はなく、老人福祉法上のやむを得ない事由による措置も老人保健施設はなっています。</p> <p>基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行いことになります。</p> <p>関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関や老人保健施設の長等を老人福祉法第11条1項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。</p>

Q9	高齢者虐待防止法第13条の面会制限は、老人福祉法の「第11条第1項第2号又は第3号」以外のやむを得ない事由による措置(短期入所等)には適用できないのか。
A9	<p>高齢者虐待法第13条は限定列举であり、老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号のみ適用されます。</p> <p>しかしながら、他の施設等に措置している場合においても、虐待者との面会を認めることが被虐待者にとって好ましくない場合には、市町村は、当該施設等の長と連携したうえで、虐待対応の一環として、施設の管理権限により面会を認めない等の対応をとることも考えられます。この場合においても虐待者への説明や対応は市町村が主体的に行う必要があります。</p>